

自力で避難することが難しい方達への 災害時の避難支援について

大正区役所
(防災防犯担当)

令和4年9月

いざという時の見守り体制づくり

■ これまでの状況

【地域における要援護者の見守りネットワークの強化事業】と

【地域見守り体制づくり推進事業】により地域の見守り体制づくりを支援

■ いざという時の見守り

- ・一方、これからの課題としては、地震などの災害が起きた時に、要介護・重度障がい者等の自力で避難することが難しい方達を支援する体制も必要となってきます。
- ・また、令和3年5月の災害対策基本法改正で、「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務化になり、優先度の高い方について、おおむね5年程度で作成することとなりました。
- ・大正区役所では、令和4年度のモデル地域として「日ごろの見守り活動」が進んでいる三軒家西地域の皆さんと一緒に「個別避難計画」を作成したいと考えています。

個別避難計画作成のイメージ

【日ごろの見守り】

【要援護者名簿】 117名

【地域の名簿】 ○○名

地域による日ごろの見守り活動の実施対象者

【いざという時の見守り】

心身の状態や居住状況等を基に優先度の高い方(次ページ参照)を抽出し
「個別避難計画」の名簿登録・計画作成の同意の有無を確認

同意された方の名簿をもとに、
区役所と地域が協働で「個別避難計画」を作成

○○名

個別避難計画作成の対象者

■ 優先的に作成する要援護者の判断基準

個別避難計画は、つぎの状態の方について優先して作成します。

	個別避難計画作成基準
介護が必要な者	要介護5のうち居宅生活者
障がい者	重度障がいのうち居宅生活者 ・身体障がい1級 ・知的障がいA ・精神障がい1級
難病患者等	医療機器等への依存度が高い者



要援護者の基準
要介護3以上など
重度障がい ・身体障がい1・2級 ・知的障がいA ・精神障がい1級 ・視覚障がい、聴覚障がい3・4級 など
医療機器への依存度が高い者

かつ

家屋の状況	・戸建て ・マンション等の場合は2階以下
-------	-------------------------

かつ

世帯構成	・単身で生活しているケース ・同一世帯に複数の要援護者が生活しているケース
------	--

※本基準は地域の実情に応じて変更することがある

個別避難計画作成の対象者(三軒家西地域)

見守り活動を行う地域団体等への個人情報等の
提供について同意確認済の要援護者 **117名**
(R3.10 三軒家西)

優先度の高い要援護者 **12名**
(例) 要介護5・居宅生活者
単身世帯・戸建て など

個別避難計画
作成の同意者 **〇〇名**

※大正区全体の同意確認済み要援護者数**2,014名**

個別避難計画の記載事項

■個別避難計画の作成

個別避難計画の作成等に同意された方の名簿を基に、区役所と地域が協働で作成します。

1 記載が必要な項目

- (1)氏名 ・ (2)生年月日 ・ (3)性別 ・ (4)住所 ・ (5)電話番号
(6)避難支援等を必要とする事由

※(1)～(6)は要援護者名簿に記載されている内容を使用

(7) 避難支援等実施者の氏名(名称)・住所・電話番号

(8) 避難場所・避難経路に関する事項

2 その他の項目

必要に応じて、避難支援に関する留意事項を記載。

(例：緊急時の家族等の連絡先・使用薬・福祉サービス事業所・見守り支援事項等)

個別避難計画のイメージ

(表面)

個別避難計画

作成年月日 令和 4 年 9 月 9 日

地域	三軒家西 地域	町会 エリア	第 7 町会	作成者	三西 太郎
----	---------	-----------	--------	-----	-------

フリガナ	タイショウ	タロウ	性別	生年月日		
氏名	大正	太郎	男・女	明・大 昭・平 7 年 7 月 7 日		
住所	大正区三軒家西 ○丁目 △番 □号					
電話	自宅／携帯	0 6 - 1 2 3 4 - 5 6 7 8				
	F A X					
支援が必要 な理由	要介護 5	身体 1 級	知的 A	精神 1 級	難病	

① 避難するときにお手伝いをしてくれる方（避難支援等実施者）

フリガナ	サンゲンヤシ　タイフョウカイ	電話	0 6 - 1 2 3 4 - 9 8 7 6
氏名	三軒家西　第7町会		
住所	大正区　三軒家西　A丁目　B番　C号　（三軒家西老人憩いの家）		

② 避難するときにお手伝いをしてくれる方（避難支援等実施者）

フリガナ	ヒナ イロウ	電話	0 6 - 4 3 9 4 - 1 1 1 1
氏名	避難 一郎		
住所	大正区 三軒家西 Z丁目 Y番 X号		

支援の際に配慮が必要なこと

聞こえにくい	聞こえない（右・左）	特別食
見えにくい・見えない（右・左）		会話補助装置
マヒがある（上肢右・上肢左、下肢右・下肢左）		ペースメーカー
杖・松葉杖・白杖		消化管ストーマ
車イス・電動車イス・歩行器		人工透析
吸入器・吸引器		在宅酸素ポンプ

(裏面)

緊急時の連絡先（情報を提供することについて、同意を得たうえで記入してください）

フリガナ	タイショウ ジロウ	電話	0 6 - 1 1 1 1 - 2 2 2 2
氏名	大正 次郎	本人との 関係	弟
住所	大阪市西区九条 1 丁目 1 番 1 号		

避難場所・避難経路

避難所	三軒家西小学校	津波避難施設	三軒家西小学校
-----	---------	--------	---------

(地図等を貼り付け、自宅から避難所等までの経路を示す)



避難時の
留意事項

- ・ 電動車イスのため段差に注意が必要
- ・ 耳が聴こえにくいため、大きな声でゆっくり話してください。

携行
医薬品等

福祉
サービス

☒ ケアマネジャー 事業所名: ○△□サービスセンター

☐ 支援(相談)員 担当者名: 家阿 真似 電話06-1234-5678

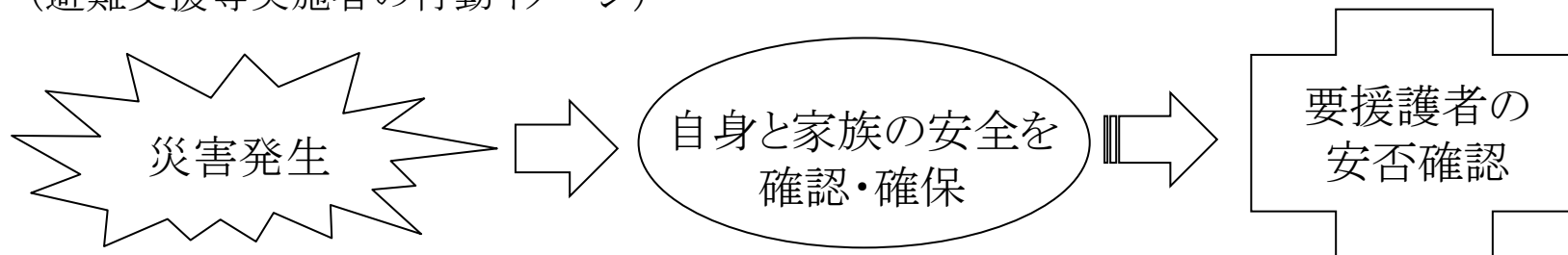
備考

避難支援等実施者

■避難支援等実施者の選定

- ・避難支援等実施者は、風水害などあらかじめ避難することが可能な状況の場合、要援護者へ避難情報を伝えて避難を促したり、避難所までの避難支援を行うことから、近隣や町会の人など、できるだけ近所にお住まいの人たちが望ましいと考えます。
- ・個人の負担感・抵抗感を解消するため、町会等の団体名を記載することも可能です。
- ・あくまでもボランティアとして活動するもので、時間帯や災害の状況によって、要援護者一人に対し複数の支援体制を想定しておくことが望ましいと考えます。
- ・「個別避難計画」は、ささえあいのネットワークを築き上げるという趣旨のものであることから、本計画作成の関係者は、法的な責任や義務を負うことはありません。

(避難支援等実施者の行動イメージ)



作成スケジュール

令和4年度	取組み内容
4月～	計画作成の進め方の検討
	地域の主要な会長等への事前説明（連長、社協、防災リーダー等）
6月～	自主防災組織等への説明会の開催
	要援護者への同意確認書の郵送
9月～	同意者名簿を地域へ提供し、地域と区役所が連携して個別避難計画を作成
	要援護者と関係する福祉専門職等への事前周知・協力依頼
	要援護者への訪問（※）
	個別避難計画完成
3月	次年度の取組み検討

※ 作成にかかる要援護者への訪問

- ・要援護者と避難支援等実施者の顔合わせ
- ・避難ルートや避難場所の確認
- ・必要に応じて、支援に関する留意事項を確認
- ・可能であれば既に関わりのあるケアマネジャーやサービス提供事業所も同行

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四

市町村長は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」を作成するよう努めなければならない。
ただし、作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

（個別避難計画情報の利用及び提供）

第四十九条の十五

市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で「個別避難計画情報」を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し「個別避難計画情報」を提供するものとする。

ただし、「個別避難計画情報」を提供することについて、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は、この限りでない。

取組みを進める上での課題

- 家に訪問しても本人と会うのが困難
- 避難支援等実施者の確保が困難
- 町会に未加入の要援護者について、町会の協力を得ることは難しいのでは
- 計画策定の優先度の設定が難しい
- 新たな要援護者の方や施設に入所されたなどの理由で個別避難計画を更新しなければならない場合、いかに情報を取ってリアルタイムで行えるかが課題